

# 「指定生活介護事業 福祉の里あすなろ」 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法律」と言います。）第5条第7項に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では、利用者に対して生活介護事業サービスを提供します。  
当サービスの利用は、原則として介護等給付費の支給決定を受けた18歳以上の知的障がいの方が対象となります。

## ◆◆目 次◆◆

1. サービスを提供する事業者	2
2. 利用事業所	2
3. サービスの理念・目的・運営方針	2
4. サービスに係る施設・設備等の概要	3
5. サービス提供職員の設置状況	4
6. サービス提供の内容	5
7. 利用料金	9
8. 利用者の記録及び情報の管理等	10
9. 緊急時の対応	10
10. 非常災害時の対策	11
11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口	12
12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項	13

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団（各務原市福祉の里あすなろ）

① 当事業所は指定障がい福祉サービス事業者の指定を受けています。

（岐阜県指定第2110500200号）

② 当事業所は岐阜県知事に対し障がい福祉サービス事業の届出を行っています。

1. サービスを提供する事業者

設置者	名称	かかみがはらし 各務原市
	所在地	ぎふけんかかみがはらしなかさくらまち ちょうめ ばんち 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
	電話番号	058-383-1111 (代表)
	代表者氏名	かかみがはらしちょう あさの けんじ 各務原市長 浅野 健司
指定事業者	名称	しゃかいふくしほうじん かかみがはらししゃかいふくしじぎょうだん 社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団
	所在地	ぎふけんかかみがはらしすえいいなだ ばんち 岐阜県各務原市須衛稲田7番地
	電話番号	058-370-7500 (代表)
	代表者氏名	りじちょう かみや きよし 理事長 紙谷 清
	設立年月	へいせい ねん がつ にち 平成8年10月1日

2. 利用事業所

事業所の種類	していせいかつかいごじぎょうしょ へいせい ねん がつ にち してい 指定生活介護事業所 平成21年4月1日 指定
事業所の名称 (事業所番号)	かかみがはらしふくし さと 各務原市福祉の里あすなろ (岐阜県指定第2110500200号)
事業所の所在地	ぎふけんかかみがはらしすえいいなだ ばんち 岐阜県各務原市須衛稲田7番地
連絡先	でんわばんごう 電話番号：058-370-7500 (代表) F A X：058-370-7511
福祉の里所長	しみず けいこ 清水 恵子
管理者	なかひら じゅんいち 中平 純一
サービス管理責任者	きぬや こすえ かい たなかみ ほこ もりひろこ かい 絹谷 梢 (1階)、田中美穂子・森浩子 (2階)
サービスの実施地域	げんそく かかみがはらしぜんいき た 原則として、各務原市全域、その他
主たる対象者	ちてきしょう しゃ さいみまん もの のぞく 知的障がい者 (18歳未満の者を除く)
定員	60名
開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成20年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

基本理念	えがお げんき じぶん 「笑顔で 元気に 自分らしく」
基本方針	<p>一、私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。</p> <p>一、私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。</p> <p>一、私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。</p>
目的	ちてきしょう がいがある方に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことが できるよう、食事の介護及び入浴、排せつの支援を行います。また、作業 活動(仕事)を中心とし、調理・洗濯・掃除などの支援、並びに検診、運動 などの健康管理の支援、外出支援等を行います。

運営方針	知的障がいがある方に対し、障がいの特性や得意なこと、支援のニーズに応じて、1階と2階のグループに分かれて活動を行います。また、一人ひとりのニーズに合わせた個別支援計画書を作成し、これに基づいたサービスを実施し、家庭を含めた地域生活を支援します。その他、利用者等からの相談に応じ、施設での活動や地域で生活する上での情報提供及び助言等の支援を行います。
------	--

#### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

##### (1) 施設

建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建地下1階
建物敷地面積	12,602.5㎡ (駐車場含む)
施設面積	5,859.69㎡ (内、専有面積 575.6㎡)

##### (2) 主な設備

###### 【2階】

居室の種類	部屋数	面積	備考
作業室	4室	206.64㎡	作業活動で使用
倉庫	2室	24.30㎡	
多目的室兼食堂	1室	97.44㎡	昼食の他、朝と帰りの連絡会に使用
相談室静養室	1室	15.12㎡	
更衣室(男性)	1室	12.15㎡	個人ロッカーを設置
更衣室(女性)	1室	12.15㎡	個人ロッカーを設置
便所(男性)	1室	11.20㎡	和式と洋式を設置
便所(女性)	1室	11.20㎡	和式と洋式を設置
身体障がい者用便所	1室	7.84㎡	
浴室・脱衣場	1室	7.29㎡	
支援員室	1室	45.36㎡	

###### 【1階】

居室の種類	部屋数	面積	備考
作業室	1室	115.78㎡	作業活動で使用
多目的室兼食堂	1室	58.59㎡	昼食の他、朝と帰りの連絡会に使用
相談室	1室	22.75㎡	
便所(男性)	1室	18.08㎡	他施設と共用。和式と洋式を設置
便所(女性)	1室	19.32㎡	他施設と共用。和式と洋式を設置
身体障がい者用便所	1室	5.72㎡	他施設と共用。

アリーナ	1室	520.57 m <sup>2</sup>	他施設と共用。主にスポーツ・レクリエーションに使用
調理室	1室	146.81 m <sup>2</sup>	他施設と共用
第2会議室	1室	84.69 m <sup>2</sup>	他施設と共用。主に余暇活動や全体行事で使用
第3会議室	1室	51.32 m <sup>2</sup>	他施設と共用。主に余暇活動で使用

当事業所では、岐阜県の関係条例の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

### 5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	指定基準	備考
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1名	1名				1名	1名	
サービス管理責任者	3名	1名	2名			3名	1名	1名は生活支援員を兼務
生活支援員	15名	12名	1名	1名		14.7名	6.9名	(指定基準は前年度の延べ利用者数(平均障害支援区分等により算出))
看護職員	1名			1名		0.2名		福祉の里他施設兼務
管理栄養士	1名			1名		0.1名	—	福祉の里他施設兼務
医師	4名			4名		0.1名	嘱託医	

#### ※調理員、運転士は委託

当事業所では、岐阜県の関係条例の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

年度途中に、岐阜県の関係条例の定める指定基準の範囲内で人員配置を変更する場合があります。

#### ※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週38.57時間）で除した数です。

#### (ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日

(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)

に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は休業)





営業時間：午前8：30～午後5：15まで

(サービス提供時間 午前9時30分～午後3時30分まで)



6. サービス提供の内容




(1) 介護給付費対象サービス内容

(ア) 日常生活支援(1階グループ、2階グループ)




サービスの種類	サービスの内容
はみがき 歯磨き 	はむしばぼう けんこう えんじょ はみが じりつ む しえん 歯の虫歯予防、健康づくりの援助をして歯磨きの自立に向けた支援を します。〔日常生活の中で支援、個別活動の時間〕 は し どう しか 歯のブラッシング指導ボランティア：うの歯科 さんかげつ 1 かい いていどかく おこな 〔3か月に1回程度各グループごとに行います。〕 じかん ごぜん 10 じ 11 じよてい 時間：午前10時～11時予定)
み 身だしなみ 	いふく ちやくだつ ちようせい きせつ きおん おう いふく いるい ちようせい きが 衣服着脱・調整は、季節や気温に応じた衣服、衣類の調整、着替え の自立に向けて支援します。また、洗面、手洗い、うがい、ひげそり、 せいはいつどう てきせつ せいよう おこな しえん 整髪等の適切な整容が行われるよう支援します。 にちじようせいかつ なか しえん こべつかつどう じかん 〔日常生活の中で支援、個別活動の時間〕
はいせつ 排泄 はいによう はいべん (排尿・排便) 	りようしゃ じようきょう おう てきせつ はいせつ はいによう はいべん えんじょ おこな 利用者の状況に応じて適切な排泄(排尿・排便)援助を行うと ともに、排泄の自立に向けた適切な支援をします。 にちじようせいかつ なか しえん 〔日常生活の中で支援〕
にゅうよく 入浴 	きぼうしゃ ふろ りよう にゅうよく しかた からだ たら 希望者へは ケアセンターのお風呂を利用して入浴の仕方や体の洗 い方、髪の洗い方を支援します。また、気持ちよく入浴できるように しえん 支援します。
いどう 移動 	あんぜん いどう しえん しえん [にちじようせいかつ なか しえん] 安全に移動することを支援します。〔日常生活の中で支援〕

(イ) 保健医療サービス・健康づくり(1階グループ、2階グループ)

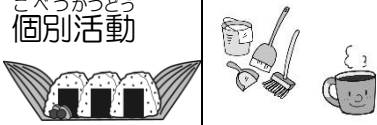
サービスの種類	サービスの内容
けんこうしんだん 健康診断 けんこうかんり ・健康管理  	しょくたくい しんざつび もう けんこうかんり つと 嘱託医による診察日を設けて、健康管理に努めます。 (当施設の嘱託医師) ない か ねん2かい ふくし さと じっし ○内科(年2回、福祉の里で実施) のぎもりクリニック 野木森一博 (058) 370-5105 し か ねん1かい ふくし さと じっし ○歯科(年1回、福祉の里で実施) あさひ歯科 疋田 均 (058) 384-0418 せいしんか ねん1かい ふくし さと じっし ○精神科(年1回、福祉の里で実施)



		<p>かかみがはらびょういん あまの こういち 各務原病院 天野 宏一 (058) 389-2228</p> <p>じびか ねん1かい かきいん じっし ○耳鼻科(年1回、下記医院で実施)</p> <p>むらかみいん じびいんこうか むらかみ りきお 村上医院耳鼻咽喉科 村上 力夫 (058) 371-7650</p> <p>その他 血液検査、インフルエンザ予防接種を行います。</p> <p>※日々の健康管理・怪我等への対応は、生活支援員や看護職員等が対応します。</p>
けんこう 健康・ なやみそうだん 悩み相談		<p>きぼうしゃ こべつ そうだん じっし なや き どうしんしん じょうたい はあく 希望者に個別に相談を実施し、悩みごとを聞く等心身の状態を把握</p> <p>しえん し支援します。また、リラクゼーションに心がけます。</p> <p>〔日常生活の中で支援〕</p>
たいじゅう 体重・ たいしぼうそくてい 体脂肪測定		<p>けんこうかんり たいじゅうそくてい たいしぼうそくてい じっし べつとようし きろく 健康管理のため、体重測定、体脂肪測定を実施し、別途用紙に記録します。</p> <p>けつあつそくてい ないかけんしんまえ しんたいじょうきょう おう かんごしょくいん じっし ※血圧測定は、内科検診前と身体状況に応じて看護職員が実施します。</p> <p>けんおん たいちょう おう せいかつしえんいん かんごしょくいん すいじおこな ※検温は、体調に応じて生活支援員、看護職員が随時行います。</p>
くすり かんり ふくやく 薬の管理・服薬		<p>かてい れんけい みつ ひつよう おう ふくやく しえん 家庭との連携を密にして、必要に応じた服薬を支援します。</p> <p>くすり めいしょうどう ※薬の名称等あらかじめお知らせください。</p>
けんこうづくり (スポーツ・レクリエーション)		<p>けんこう いじ そうしん しんしん 健康の維持、増進と心身のリラクゼーションのため、ウォーキング、</p> <p>けい とう けんこう しえん 軽スポーツ等で健康づくりを支援します。</p> <p>まいあさ じかん 〔毎朝、スポーツ・レクリエーションの時間〕</p>

(ウ) 作業(仕事)支援



サービスの種類	サービスの内容
2かい 2階 グループ 	<p>おも かみ そのもの そうさくかつどう はんばい さくひん 主に、さわり、紙すき、染め物、創作活動で、販売できる作品づくりをすることで、仕事をする意識を育て、社会性を養います。</p>
1かい 1階 グループ 	<p>きぎょう じゅたくさぎょう とくしゅいと しわけ はこおり あんないじょうほうとういれ 企業からの受託作業(特殊系の仕分け、箱折、案内状封筒入れ等)に取り組むことにより責任を持って働く気持ちを育みます。その他、販売できる作品づくりをします。</p>
さぎょうこうちん 作業工賃に ついて 	<p>さぎょうこうちん まいつき かい ぜんげつ ち ぜんげつまつび ぶん 作業工賃は毎月1回、前月の1日から前月末日までの分を</p> <p>とうげつ ち しはら しきゅうび きゅうじつ ばあい 当月25日に支払います。ただし、支給日が休日にあたる場合は、その後日の通所日に支払います。</p>

(エ) 社会生活・地域生活支援




こべつかつどう 個別活動 	<p>そうじ せんたく ちょうり ちゃだ か ものどう にちじょうせいかつ おこな かつどう 掃除、洗濯、調理、お茶出し、買い物等の日常生活で行う活動を</p> <p>しえん かんしょう どうくしょとう よかす 支援します。また、ビデオ鑑賞、カラオケ、読書等の余暇の過ごし</p> <p>かた しえん にちじょうせいかつ なか しえん こべつかつどう じかん 方を支援します。〔日常生活の中で支援、個別活動の時間〕</p>
--	---

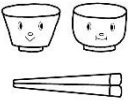

<p>コミュニ ケーション</p> 	<p>ことば もじ え す しやしん いしそつう した ゆうじん たにん 言葉や文字、絵、図、写真での意思疎通、親しい友人づくり、他人と かか どう の関わり等のコミュニケーションを支援します。〔日常生活の中で支援〕</p>
<p>その他の活動</p> 	<p>おんがくりょうほうし おんがくりょうほう 音楽療法士による音楽療法（ドラムサークル）を実施します。 ※全員の方が対象になりますが、グループに分かれて行います。 まいつきだい3すいようび ごご 〔毎月第3水曜日の午後〕 リラクゼーションを目的にスヌーズレンを実施します。 つき 1かいていどじっしよてい 〔月に1回程度実施予定〕</p>

(オ) 地域交流・就労に向けての支援


サービスの種類	サービスの内容
<p>地域交流</p> 	<p>ちいき かいさい ぎょうじ さんか さくひんでんとう つう ちいき こうりゆう 地域で開催される行事への参加、作品展等を通じて地域との交流が はか しえん 図れるよう支援します。</p>
<p>施設間交流</p> 	<p>ふくごうふくししせつ りてん い ふくし さとない たしせつ たじぎょうしょ 複合福祉施設としての利点を生かし、福祉の里内の他施設、他事業所 との交流をし、年齢や障がいを超えた施設、他事業所間の相互理解 をこころい 図ります。また、「行事」を通して隣接の入所施設「さわらび苑」 との交流を図ります。</p>
<p>事業者間の 連携</p>	<p>そうだんしえん ふくしじむしょとう れんけい はか りようしゃ ちいきせいかつ 相談支援センターや福祉事務所等と連携を図り、利用者の地域生活を しえん 支援します。 ※必要に応じて、「サービス調整会議」を行います。</p>
<p>就労に向けて の支援など</p>	<p>ふくし みせばん しゅうろう む じっしゅう ちいきせいかつこう 福祉ショップの店番、就労に向けた実習、地域生活移行（グループ ホーム・入所施設等）を「個別ニーズ」として必要に応じて支援します。 ・福祉ショップ当番として社会参加します。 ・虹の家（就労継続支援〔B型〕）等の体験実習を支援します。 ・就労支援に対する意欲を形成し、積極的な就労と、就労生活が できるよう支援します。 ・地域生活移行を身近に感じられるような機会や情報の提供等の しえん 支援をします。</p>

(カ) その他の支援

サービスの種類	サービスの内容
<p>バス送迎</p> 	<p>じゆんかい だい かみがはらしない じゆんかい かく そうげい りようしゃ 巡回バス2台で、各務原市内を巡回し各ステーションまで送迎し利用者の あんぜん ほごしや べんぎ はか べつと じゆんかい じこくひよう さんしやう 安全と保護者の便宜を図ります。（別途「巡回バス時刻表」参照） そうげいじかん あさ ごぜん 8じ00ぶん ごぜん9じ30ぶん 〔送迎時間〕朝 午前 8時00分～午前9時30分 かえり ごご 3じ30ぶん ごご5じ 帰り 午後 3時30分～午後5時</p>
<p>家族参加の日 （行事への参加）</p> 	<p>きゅうじつ かぞくさんか ひ もろ ひごろ かつどう いっしょ さんか たいけん 休日に、「家族参加の日」を設け日頃の活動と一緒に参加、体験して もらいます。〔年1回：9月に実施予定〕</p>
<p>個別懇談</p> 	<p>けいやく じゅうようじこうせつめい こべつしえんけいかくりつあん みなお ひょうか こじん 契約、重要事項説明、個別支援計画立案、見直し、評価のため個人 こんだん じっし ねん2かい たんじやうびつき じっしよてい 懇談を実施します。〔年2回：誕生日月と前後半年に実施予定〕</p>

		<p>けいやく じゅうようじこうせつめい こべつしえんけいかくりつあんどう</p> <p>・契約、重要事項説明、個別支援計画立案等</p> <p>こべつしえんけいかく みなお こべつしえんけいかく ひょうかどう</p> <p>・個別支援計画の見直し・個別支援計画の評価等</p>
おたより ほうこう お便りの発行		<p>げっかんよてい つうしん りようしゃ む つぎ1かいほうこう</p> <p>「月間予定（あすなろ通信）」を利用者に向けて月1回発行します。</p>
そうだん しえん 相談・支援		<p>どうじぎょうしょ りようしゃおよ かぞく さまざま そうだん せいい</p> <p>当事業所は、利用者及びその家族からの様々な相談についても誠意</p> <p>も おう かろう かぎ ひつよう しえん おこな つと</p> <p>を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。</p> <p>※情報提供…利用している事業所の運営方針や、利用者に対する</p> <p>じょうほうていきょう りよう じぎょうしょ うんえいほうしん りようしゃ たい</p> <p>支援計画の内容等についての情報提供や情報開示に関する支援</p> <p>しえんけいかく ないようどう じょうほうていきょう じょうほうかいじ かん しえん</p> <p>とともに、各種の福祉制度に関する情報提供を行い、福祉制度が</p> <p>かくしゅ ふくしせいど かん じょうほうていきょう おこな ふくしせいど</p> <p>効果的に活用していけるよう支援します。〔随時〕</p>
えいせいかんり 衛生管理		<p>りようしゃ しょう しよっき た せつびまた いんようすい えいせいてき</p> <p>・利用者の使用する食器その他の設備又は飲用水について、衛生的</p> <p>かんり たいおう つと ちようり ひつよう きかいきぐとう かんり</p> <p>な管理と対応に努めます。また、調理に必要な機械器具等の管理も</p> <p>てきせい おこな</p> <p>適正に行います。</p> <p>かんせんしょう はっせい ひろ ひつよう たいおう つと</p> <p>・感染症が発生し、拡がらないよう必要な対応をするよう努めます。</p>
あんぜんかんり 安全管理		<p>どうじぎょうしょ そうげいじおよ しせつかつどうしえんじ ひじょうさいがい かん ぐ</p> <p>当事業所では、送迎時及び施設活動支援時の非常災害に関する具</p> <p>たいてきけいかく さくせい りようしゃ かぞく きょうりよく りようしゃ あんぜん</p> <p>体的計画を作成し、利用者の家族との協力によって、利用者の安全</p> <p>りゆうい つと</p> <p>に留意することに努めます。</p>

(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
<p>しょくじさーびす 食事サービス</p> 	<p>ちゅうしょく ていきょう せいかつしえんいん えいようし</p> <p>昼食の提供をします。生活支援員と栄養士</p> <p>れんけい えいよう</p> <p>との連携のもとに、栄養のバランスのとれた</p> <p>こんだて りようしゃ じょうたい あ ちようり じじょ</p> <p>献立、利用者の状態に合わせた調理と自助</p> <p>く かつよう てきおん はいしょく じっし</p> <p>具の活用、適温での配食を実施します。</p> <p>しょくじじかん ごぜん11じ45ぶん こご1じ15ぶん</p> <p>〔食事時間 午前11時45分～午後1時15分まで〕</p> <p>しょつきとうあとかたづ ふく</p> <p>（食器等後片付けを含む）</p>	<p>310円</p> <p>※ ていしょとくしゃ けいげん 低所得者の軽減 そちてきよう ばあい 措置適用の場合 しょくじていほようかさん ・食事提供加算 たいしやうしや 対象者 280円</p>
<p>しゃかいさんか 社会参加・ がいしゅつしえん 外出支援</p>	<p>かいもの ひがえ りよこう しょう しゅ たいがい しせつがい</p> <p>買い物、日帰り旅行、障がい者スポーツ大会、施設外で</p> <p>ちいまでて がいしゅつしえんどう けいかく じっし</p> <p>地域へ出ての外出支援等を計画、実施します。</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>にちじょうせいかつじょうひつよう 日常生活上必要 となる諸経費</p>	<p>りようしゃ にちじょうせいかつしな こうにゆうだいきんどう にちじょう</p> <p>利用者の日常生活品の購入代金等や日常</p> <p>せいかつ よう ひよう ふたん いただ</p> <p>生活に要する費用で、負担して頂くことが</p> <p>てきとう であるものに かわる ひよう をいただきます。</p> <p>①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費 等</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>しゃかいせいかつじょう 社会生活上の べんぎ きょうよう 便宜の供与等</p>	<p>にちじょうせいかつ ひつよう きょうせいきかんどう てつづき</p> <p>日常生活に必要な行政機関等への手続きに</p> <p>りようしゃ ほごしや おこな</p> <p>ついて、利用者または保護者が行うことが</p> <p>こんなん ばあい りようしゃ どうい え たいこう</p> <p>困難な場合、利用者の同意を得て代行しま</p> <p>す。</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>その他</p>	<p>ていきょうきろくどう ふくしゃだい</p> <p>サービス提供記録等の複写代</p> <p>しょうめいしょしょしょるい ほうこうだい</p> <p>証明書書類の発行代</p>	<p>じっぴ 実費</p>



## 〔サービスの概要〕

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所の職員が作成し、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

## 7. 利用料金

### (1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。「障がい福祉サービス受給者証」をご確認ください。

### (2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

### (3) 利用料金の変更

サービスに係る国の定める費用に変更があった場合、また、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当事業所が提供するサービスの利用料金を変更することがあります。

### (4) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日当日の午前9時00分までに当事業所までお申し出ください。

なお、サービス利用日当日の午前9時00分までに申出のない場合は、キャンセル料として給食費の実費相当額を頂きます。

キャンセル料（給食費の実費相当額）1日あたり	310円
------------------------	------

### (5) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(4)の料金は1ヶ月ごとに計算し、当月の利用料金合計額の請求書を翌月15日までに送付します。

請求しました利用料金の合計額を翌月27日（金融機関が休業日の場合はその翌営業日）に口座振替の方法により予め指定された口座から振り替えさせていただきます。

ただし、口座振替の手続きが完了するまでの間は、現金でお支払いいただきます。

また、口座振替不能となった場合は、口座振替不能通知により記載された期日までに、現金で福祉の里窓口へお支払い願います。

## 8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業所は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については当該記録を整備した日から5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8：30～午後5：15です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

## 9. 緊急時の対応

利用中に著しく心身の変化が認められた場合、他の利用者への影響が懸念される症状が認められた場合は、看護職員、施設職員の判断により医療機関への受診をお願いする場合があります。医療機関受診のための送迎・付き添いは原則としてご家族でお願い致します。

利用中に発生した事故や急変など必要な場合には、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。ただし、看護職員、施設職員により緊急性が高いと判断した場合は、医療機関へ救急搬送します。その場合の受け入れ医療機関はご希望の医療機関への搬送とならない場合もありますのでご了承ください。

救急搬送の際は可能な限り、ご家族など事前に登録された緊急連絡先に連絡をお取りしますが、ご連絡がつかない場合には事後の連絡となります。

### 【協力医療機関】

医療機関の名称	公立学校共済組合 東海中央病院		
院長名	まつい はるお 松井 春雄		
所在地	かかみがはらしそはらひがししまちょう4ちようめ6ばんち 各務原市蘇原東島町4丁目6番地2		
電話番号	058-382-3101		
診療科	ないか ほか 内科 他	にゅう いん せつ び 入院 設 備	あり

## 10. 非常災害時の対策

非常時の対応	べつと さだ しょうぼうけいかくしょ たいおう 別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
へいじ くんれん 平時の訓練	べつと さだ しょうぼうけいかくしょ のつと ねん2 かいいいじょう ひなん ぼうさい ・別途に定める、消防計画書に則り、年2回以上、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。		
ぼうさいせつび 防災設備	じどうかさいほうちぎ ・自動火災報知機 あり も ほうちぎ ・ガス漏れ報知機 あり ひじょうようでんげん ・非常用電源 あり しつないしょうかせん ・室内消火栓 あり ひじょうかいだん ・非常階段 あり	あり あり あり あり あり あり あり	ゆうどうとう ・誘導灯 あり ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置 あり ・スプリンクラー あり きゅうじょぶくろ ・救助袋 あり

	<p>・カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。</p>
<p>消防計画</p>	<p>消防署への届出：令和5年 4月 防火管理者：打田 哲也</p>
<p>保険加入</p>	<p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 (引受会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 加入保険名：障害者施設総合補償 保障内容：施設の賠償責任にかかる補償 (敷地外の賠償責任にかかる補償 個人情報漏えい賠償責任補償 自動車搭乗中傷害補償)</p>

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

<p>当事業所 ご利用相談窓口</p>	<p>・責任者 社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団 各務原市福祉の里あすなろ 管理者 中平 純一</p> <p>・窓口担当者 社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団 各務原市福祉の里あすなろ サービス管理責任者 絹谷 梢 田中 美穂子 森 ひろこ</p> <p>・受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</p> <p>・住所 各務原市須衛稲田7番地</p> <p>・電話番号 058-370-7500</p> <p>・F A X 058-370-7511</p> <p>※担当者が不在の場合は、事業団事務局または、事業所までお申し出ください。</p>	
<p>社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団 第三者委員</p>	<p>寺嶋 健司</p>	<p>【住所】 電話番号 *****</p>
	<p>御宿 則子</p>	<p>【住所】 電話番号 *****</p>

<p>かかみがはらしやくしよ 各務原市役所 けんこうふくしぶしやくしよ 健康福祉部社会福祉課</p>	<p>しよざいち かかみがはらしな かさくらまち1ちようめ69ばんち                  ・所在地：各務原市那加桜町1丁目69番地                  てんわばんごう                  ・電話番号：058-383-1111（市役所代表）                  058-383-1126（社会福祉課直通）                  ・F A X：058-389-3353                  うけつけじかん まいしゅうげつようび きんようび こぜん                  ・受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15                  ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、                  12が29にち よくし 1が23か ひ 例年の?                  12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</p>
<p>ぎふけんしやくしよ 岐阜県社会福祉協議会 うんえいてきせいかい 運営適正化委員会</p>	<p>しよざいち ぎふししもなら                  ・所在地：岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内                  てんわばんごう                  ・電話番号：058-278-5136                  ・F A X：058-278-5137</p>

(2) 虐待防止に関する相談窓口

<p>とうじぎょうしよ 当事業所 ぎやくたいほうし かん 虐待防止に関する そうだんまどぐち 相談窓口</p>	<p>せきにんしや                  ・責任者                  かかみがはらしふくし さと じぎょうかちよう やすだ かぐみ                  各務原市福祉の里 事業課長 安田 香実                  まどぐちたんとうしよ                  ・窓口担当者                  ふくし さと かんりしや なかひら じゅんいち                  福祉の里あすなろ 管理者 中平 純一                  うけつけじかん                  ・受付時間                  まいしゅうげつようび きんようび こぜん                  毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15                  ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、                  12が29にち よくし 1が23か ひ 例年の?                  12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。                  てんわばんごう                  ・電話番号 058-370-7500（代表）                  ・F A X 058-370-7511</p>
<p>かかみがはらし 各務原市 しょう しやくしやくたいほうし 障がい者虐待防止 センター</p>	<p>しよざいち かかみがはらしな かさくらまち ちようめ ばんち                  ・所在地：各務原市那加桜町1丁目69番地                  かかみがはらしやくしよけんこうふくしぶ しやくしよ                  各務原市役所健康福祉部 社会福祉課                  てんわばんごう                  ・電話番号：058-383-1111（市役所代表）                  058-383-1252（社会福祉課直通）                  ・F A X：058-389-3353                  うけつけじかん                  ・受付時間                  まいしゅうげつようび きんようび こぜん                  毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15                  ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、                  12が29にち よくし 1が23か ひ 例年の?                  12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</p>

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

<p>せつび きぐ りよう 設備・器具の利用</p>	<p>じぎょうしょない せつび きぐ ほんらい ようほう りよう 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご りよう ばそん しょう ばあい ばいしょう 利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>きつ えん 喫煙</p>	<p>ふくし さと しきちないぜんめんきんえん 福祉の里 敷地内全面禁煙です。</p>
<p>きちょうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>きちょうひん りようしゃ せきにん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。事業所におい て利用上不要な貴重品は、持ち込まないようお願いいたします。やむを得ず、 りようじょうふよう きちょうひん も こ ねが 自己管理の難しい利用者が貴重品を施設に持ち込む場合は、利用者 じこかんり むすか りようしゃ きちょうひん しせつ も こ ばあい りようしゃ 本人の承諾のもとで支援員がお預かりし、施錠できる場所に保管しま す。 ほんにん しょうだく しえんいん あす せじょう ばしよ ほかん</p>
<p>しゅうきょうかつどう せいじ 宗教活動・政治 かつどう 活動、 えいりかつどう 営利活動</p>	<p>りようしゃ しそう しんこう じゆう た りようしゃ たいするしゅうきょうかつどう せいじ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治 かつどうおよびえいりかつどう ごえんりよ 活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
<p>かんせんたいさく 感染対策</p>	<p>かんせんしょう た りようしゃ しょくいん えいきょう およ か のうせい 感染症などにより、他の利用者や職員に影響を及ぼす可能性がある ばあい りよう せいげん ばあい 場合は、利用の制限をさせていただく場合があります。</p>
<p>た その他</p>	<p>けいさい いがい おお かた りよう ここに掲載されていること以外のことについても、多くの方が利用され る施設ですので、常識的なマナー・エチケットに心掛けてください。 しせつ じょうしきてき まな - えちけっと ところが</p>

指定障がい福祉サービス事業（生活介護事業）の提供及び利用の開始に際し、  
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ねん がつ 日にち  
年 月 日

事業所名：各務原市福祉の里あすなろ

説明者職名： サービス管理責任者 氏名 絹谷 梢 印

サービス管理責任者 氏名 田中 美穂子 印

サービス管理責任者 氏名 森 浩子 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障がい福祉サービス事業（生活介護事業）  
の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

家族の住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_

成年後見人の住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印